

令和 7・8 年度 西東京市スポーツ推進委員募集要項

この要項は、令和 7・8 年度西東京市スポーツ推進委員の募集及び採用に関し、必要な事項を定めたものです。

1 スポーツ推進委員の役割

地域スポーツの推進役として、次の職務を行います。

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整に関すること
- (2) 住民の求めに応じて、スポーツの実技の指導を行うこと
- (3) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること
- (4) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に協力すること
- (5) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に、当該団体の求めに応じ協力すること
- (6) 住民一般に対しスポーツについての理解を深めること
- (7) (1)から(6)に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導及び助言に関すること

2 スポーツ推進委員が主体的に実施する主な事業例（年間予定）

実施月	事業名
毎月第 3 木曜	スポーツ推進委員会定例会
毎月最終日曜	ENJOYニュースポーツ（担当制）
5 月	春ウォーキング（担当制）
7 月	小学生ドッジボール大会 3・4 年生大会
10 月	市民体力テスト
11 月	西東京市ボッチャ大会
1 月	七福神ウォーキング（担当制）
2 月	小学生ドッジボール大会 5・6 年生大会

※月 1 回の定例会議（原則として毎月第 3 木曜日 午後 7 時～）

※毎月最終日曜日に「ENJOYニュースポーツ」実施。（担当 6 人での当番制で 1 人あたり年 2～3 回程度）

※各種事業は、実施日当日のほか、事前事業計画・事前準備等もあります。

※スポーツ推進委員が主体的に実施する事業とは別に、年間を通して様々な研修や講習会への参加（年 10 回程度、主に土日の日中、無報酬・交通費のみ支給）やイベントの運営協力等の活動もあります。

3 身分等

- (1) 身分 西東京市非常勤特別職
- (2) 定数 20人以内
- (3) 任期 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 報酬 本市の規定による（日額10,800円）※講習会やイベント運営協力等は除く
※職務の執行上必要な被服（ジャージ上下等）は市から貸与
※スポーツ推進委員会費（月額1,000円）、関連雑誌の購読費（年額5,450円）、
研修会への参加費等是一部自己負担となります

4 募集人数

20人

5 応募資格・条件

- (1) 住民のスポーツ活動に対してボランティア精神と熱意があり、次のすべてに該当する方。
 - ア 市のスポーツ推進計画・施策に沿って活動できる方
 - イ 市内在住、在勤、在学の方
 - ウ 年齢18歳以上（任期開始時点、高校生は不可）で心身ともに健康な方
 - エ 事業（障害者スポーツ、市民体力テスト、ボッチャ大会等各種大会、講習会等）に従事できる方
 - オ スポーツに対する深い興味関心及び理解のある方
 - カ スポーツ活動の環境整備・啓発ができ、かつ、各種団体との連絡調整ができる方
 - キ スポーツ事業（市・体育協会・学校・その他の団体等）の企画・運営に積極的に参加協力できる方
 - ク 自己の指導資質向上のための研修等に積極的に参加できる方
- (2) 欠格事項（次のいずれかに該当する方は、応募できません）
 - 地方公務員法（昭和25年法律第261号）（以下、「法」という。）第16条に基づき、次のア～エに該当する者。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 西東京市において懲戒免職の処分を受け、その日から2年を経過しない人
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

6 選考方法

令和7年2月9日（日）書類審査・面接試験による

※上記日程で都合のつかない方は、要相談

※時間・場所等は、後日郵送で通知します

※可否の結果は、面接試験実施後、郵送で通知します

7 応募方法

指定の応募申告書を令和7年1月31日（金）午後5時までに、本人が直接スポーツ振興課へ持参または郵送（消印有効）してください。

※提出された指定応募申告書は返却しません

8 申込み・問合せ先

西東京市生活文化スポーツ部スポーツ振興課スポーツ振興係

〒188-8666 西東京市南町5-6-13 田無第二庁舎5階

電話：042-420-2818（直通）